

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

四 乗鞍岳の火口域から四キロメートル以内の地域（別表第二に掲げる区域を除く。）

第五条第二項第二号中「第二条第二項第一号」の下に「及び第四号」を加える。

第七条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条に次の一号を加える。

四 乗鞍岳の火口域から一キロメートル以内の区域

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

- 一 乗鞍畳平区域 乗鞍畳平を中心とした地域で知事が定める区域
- 二 乗鞍スカイライン区域 県道乗鞍公園線の区域のうち知事が定める区域
- 三 乗鞍山麓五色ヶ原の森区域 高山市が設置する高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の区域のうち知事が定める区域

附 則

1 この条例は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、第七条に一号を加える改正規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の改正後の岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項第四号に掲げる地域における登山者の動向及び新条例第五条第一項の規定による届出の状況を勘案した上で、施行日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から

施行する。

2 この条例の施行の際現に新条例第二条第二項第四号に掲げる地域の山岳に登山している者については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

登山の届出の対象地域である活火山地区に乗鞍岳地域を加える等のため、この条例を定めようとする。